

庄原市公共施設等総合管理計画

概要版

平成28年3月



庄原市

第1章 はじめに

1 背景・目的

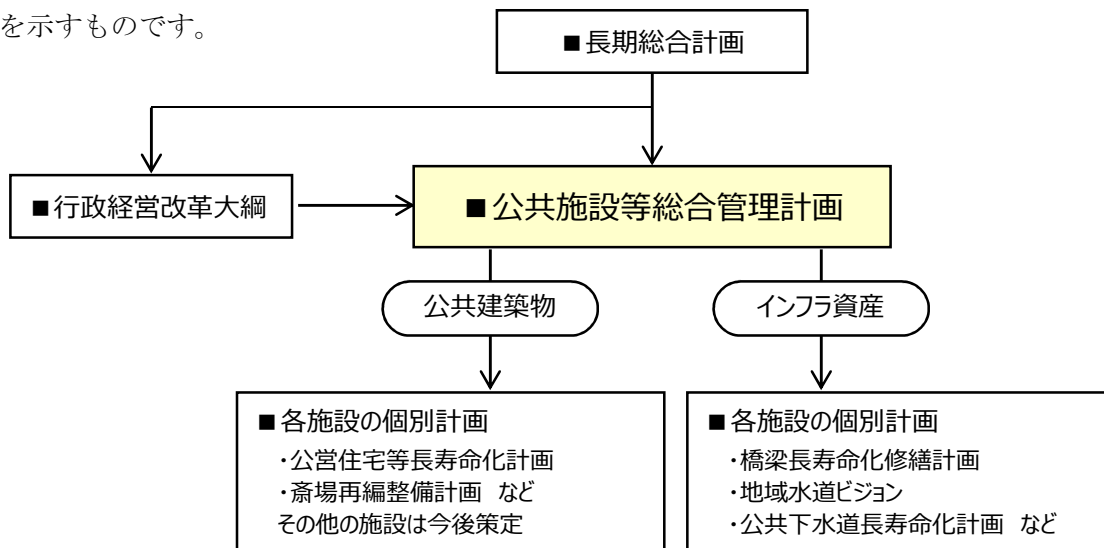
本市は、平成 17 年 3 月 31 日に 1 市 6 町が合併し、合併前の旧市町で整備した公共建築物や道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産といった公共施設等の多くを、現在においても維持管理しています。

今後もこれらの施設をすべて維持管理していくためには、莫大なコストがかかることが予想されます。また、これらの多くが老朽化してきていることから、市民の安全な施設利用を確保し、市民の求める機能を兼ね備えた施設としていくためには、公共施設等全体の今後のあり方を検討していく必要があります。

本計画は、総務省の要請に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、最上位計画である「庄原市長期総合計画」を含めた市の関連計画との整合を図るとともに、「庄原市行政経営改革大綱」と連動し、分野横断的に施設面における基本的な取り組みの方向性を示すものです。

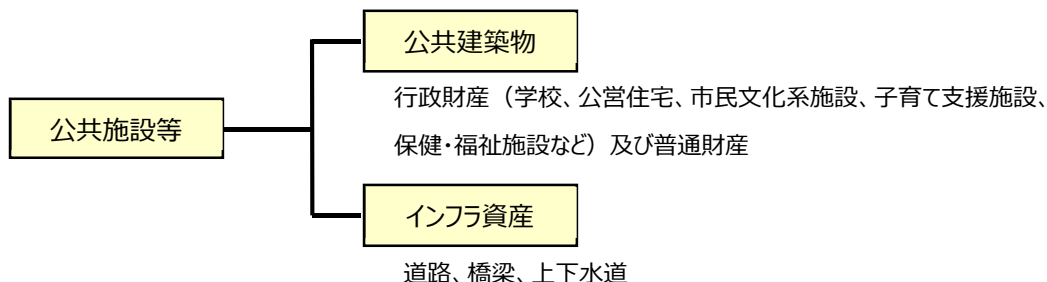


3 計画期間

平成 27 年度から平成 46 年度までの 20 年間を計画期間とし、中間年の平成 36 年度に見直しを行うこととします。

4 対象施設

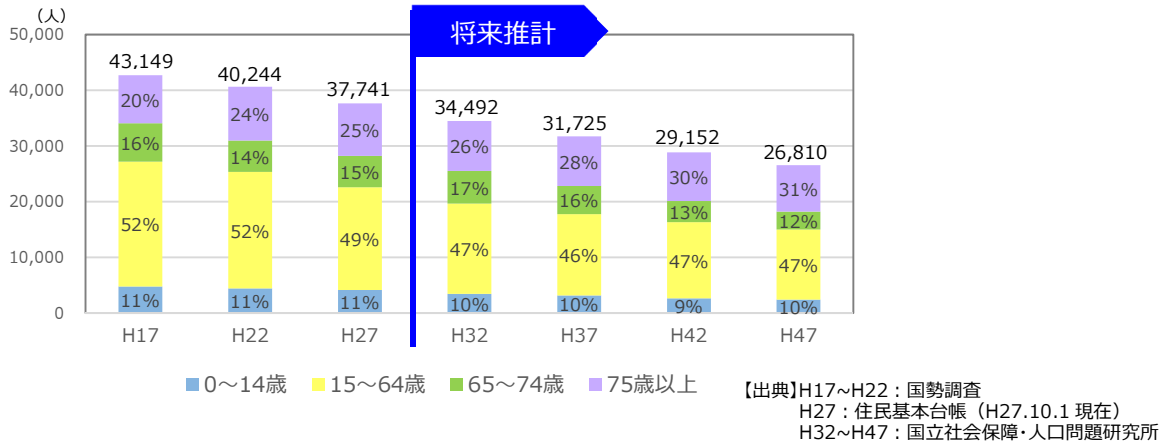
本市の保有する財産のうち、すべての公共施設等を対象とします。



第2章 人口及び財政の状況

1 人口推移

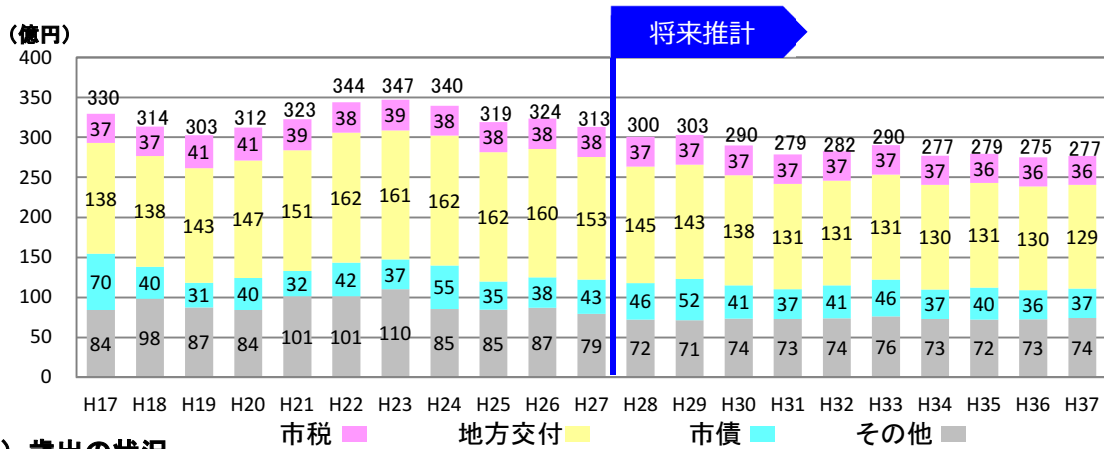
本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成47年の本市の人口は約2万7千人になると推計されています。年代別人口は、高齢者人口（65歳以上）比率の増加が予測されるのに対し、生産年齢人口（15～64歳）比率、年少人口（0～14歳）比率が大きく減少することが予測されています。



2 財政状況

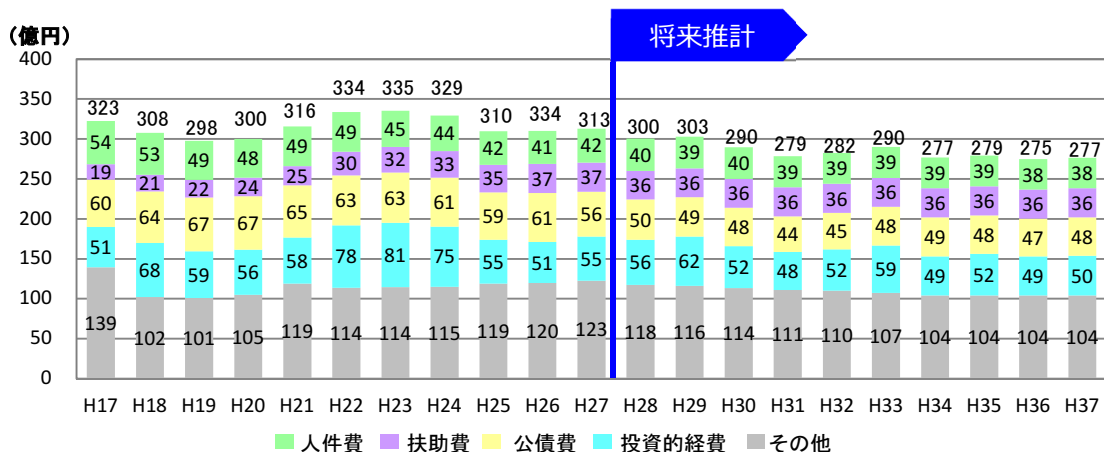
(1) 歳入の状況

主な自主財源である市税収入は、平成20年度の約41億円をピークに減少しています。地方交付税は合併算定替の特例が平成27年度から段階的に縮減し、平成32年度には皆減される予定です。



(2) 歳出の状況

扶助費の増加が顕著で、近年社会保障関連費用が増額となっています。平成28年度から平成37年度までの推計では、投資的経費の減少が見込まれ、確保が困難になることが想定されます。



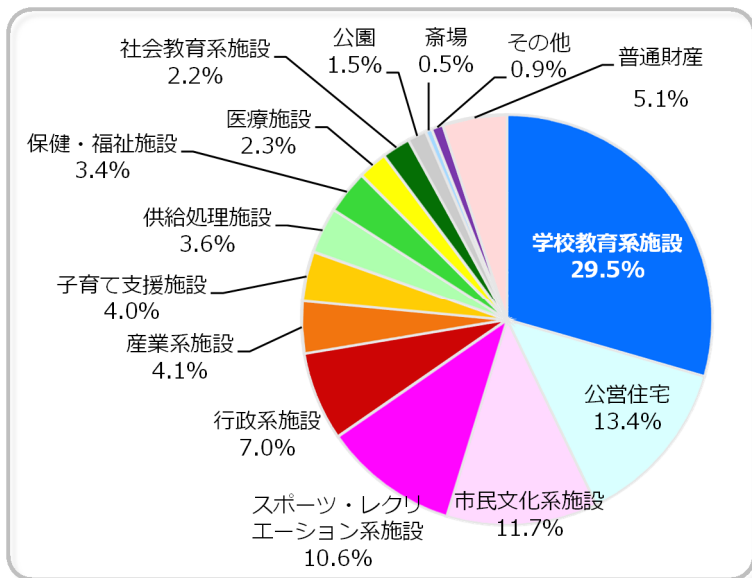
【出典】H17～H26：決算額
H27～H37：庄原市財政計画
※億円未満を四捨五入しているため、各項目の合計額は一致しない。

第3章 公共施設等の現状と課題

1 公共建築物の現状と課題

(1) 施設分類別延床面積の状況

本市が保有する公共建築物の総延床面積は、約 37 万㎡となっています。施設分類別では、学校教育系施設が最も多く 29.5%を占めており、続いて公営住宅が 13.4%、市民文化系施設が 11.7%、スポーツ・レクリエーション施設が 10.6%となっています。

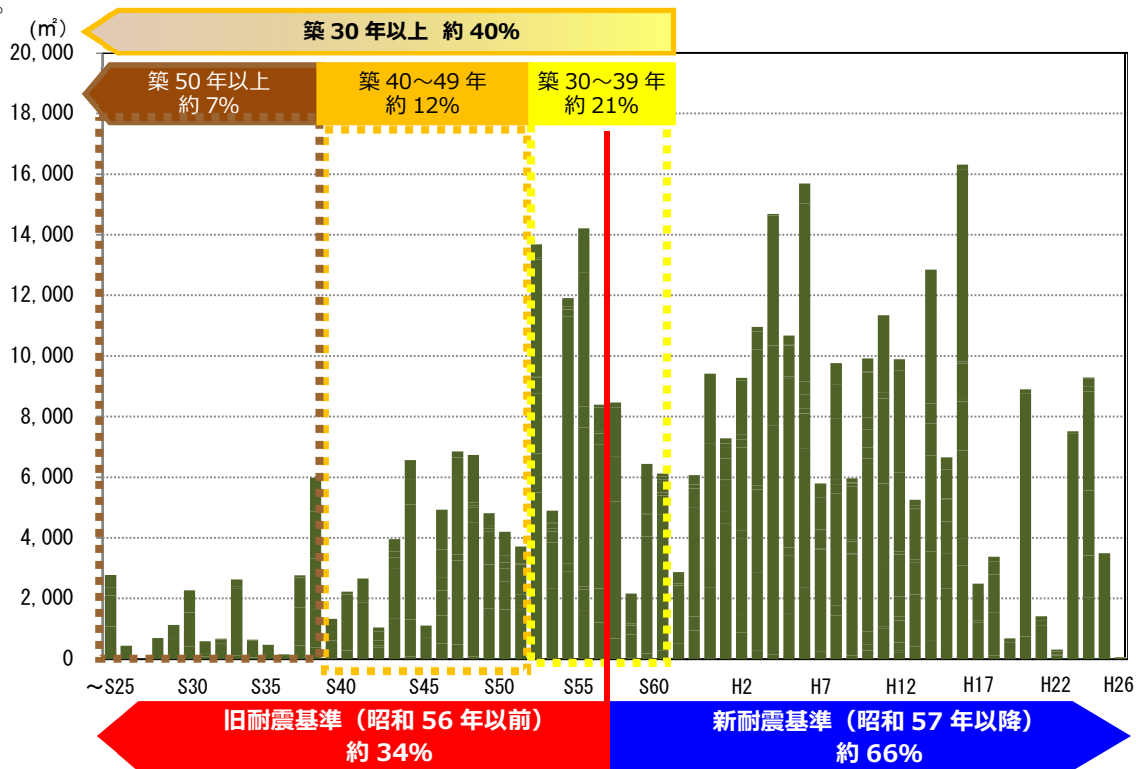


施設分類	延床面積(㎡)	割合
学校教育系施設	110,310	29.5%
公営住宅	50,179	13.4%
市民文化系施設	43,582	11.7%
スポーツ・レクリエーション系施設	39,762	10.6%
行政系施設	26,107	7.0%
産業系施設	15,455	4.1%
子育て支援施設	14,762	4.0%
供給処理施設	13,584	3.6%
保健・福祉施設	12,863	3.4%
医療施設	8,707	2.3%
社会教育系施設	8,339	2.2%
公園	5,515	1.5%
斎場	1,985	0.5%
その他	3,308	0.9%
普通財産	18,912	5.1%
合計	373,370	100%

(2) 建築年度別の施設整備状況

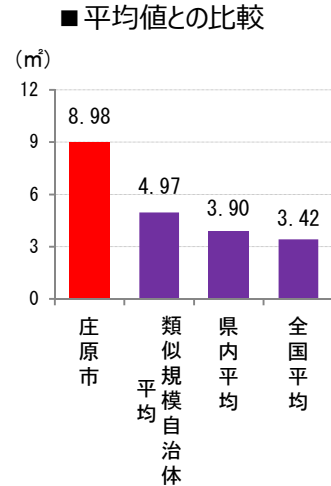
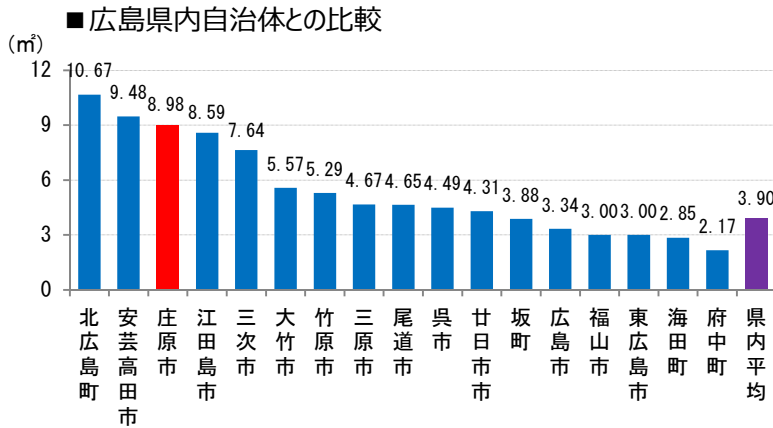
公共建築物のうち、築 30 年以上の施設は全体の 4 割を占めており、そのうち築 40 年以上の施設は約 19%、築 50 年以上の施設は約 7%となっています。

旧耐震基準で建設された施設の割合は約 34%、新耐震基準で建設された施設の割合は約 66%となっています。旧耐震基準で建設された施設のうち、耐震改修が未実施の施設の割合は約 85%となっています。



(3) 住民1人当たりの施設延床面積

本市の住民1人当たりの施設延床面積は8.98㎡です。平成17年に1市6町が合併し広大な面積となったことなど、単純に比較できない一面もありますが、全国平均の2.6倍、県内平均の2.3倍、類似規模自治体平均の1.8倍と、極めて高い状況にあります。(出典:東洋大学 PPP 研究センター「全国自治体公共施設延床面積データ」(平成24年調査))



(4) 課題

現在保有する公共建築物をすべて更新すると仮定すると、今後40年間に必要な更新費用の総額は約1,250億円、毎年必要な額は約31億円となります。(総務省「更新費用試算システム」により算出) これは、平成25年度に公共建築物にかけた更新費用である約18億円(100万円以上の修繕費、改修・新築工事費)の1.7倍となります。すなわち、現在の施設総量を維持するならば、従来の1.7倍以上の費用を公共建築物に費やす必要があります。

2 インフラ資産の現状と課題

(1) インフラ資産の現状

種別	主な施設	施設数量	種別	主な施設	施設数量
道路	市道	1,593,386m	上水道 (簡易水道含む)	管渠延長	542,354m
	トンネル	5箇所		浄水場	11箇所
	道路照明灯	399基		配水池	10箇所
農林道	農道	339,596m		ポンプ所	30箇所
	林道	264,384m		取水場	4箇所
橋梁		1,272本		その他	3箇所
下水道	管渠延長	347,954m			
	浄化センター	4箇所			
	農業集落排水	6か所			
	コンポスト施設	2箇所			

(2) インフラ資産の課題

平成26年度末までに策定された各種計画等における更新費用を踏まえ試算すると、今後40年間に必要な更新費用の総額は約755億円、毎年必要な額は約19億円となり、平成25年度にかけた更新費用(既存更新にかかる修繕費、新規整備にかかる工事費、用地取得にかかる土地購入費)と同程度となることから、財源の確保に努めるとともに、計画を着実に実行していく必要があります。

第4章 公共施設等マネジメントの方針

1 マネジメントの基本原則

(1) 公共建築物の管理に関する3つの基本原則

公共建築物は、施設の持つ機能を重視し、機能は可能な限り維持しながら施設総量の適正化を図るとともに、必要な施設については、計画的な維持修繕と効率的な管理運営を行うこととします。

基本原則1	施設総量（総延床面積）の適正化	財政状況や将来人口推移を考慮した施設総量の適正化を図るとともに利用ニーズが縮小した施設については、統廃合を行います。
基本原則2	長寿命化の推進	老朽化・耐震化の状況も踏まえ、「予防保全」の考え方による施設の点検を行い、計画的な維持管理・修繕によりライフサイクルコストを縮減し、長寿命化を推進します。
基本原則3	複合化の推進と運営の効率化	更新や新規整備にあたっては、施設の複合化や多機能化を推進します。また、効率的な管理運営により、サービス向上と経費削減に努めます。

目標	総延床面積を20年間で25%縮減します。
将来更新費用の試算額……………約31億円/年（40年間で1,250億円） 現状の更新費用（平成25年度実績額）……………約18億円/年（40年間で720億円） 現状の更新費用で維持していくためには、総延床面積を40年間で42.4%（約16万㎡）縮減する必要があります。計画期間の20年間では、25%（約9.4万㎡）縮減することを目標とします。	

(2) インフラ資産の管理に関する3つの基本原則

インフラ資産は、生活に不可欠なライフラインであることから、財政状況を考慮しながら必要な整備を行い、将来にわたり効率的に維持管理していくこととします。

基本原則1	現状の投資額（一般財源）の維持	ライフラインの確保を最優先とし、効率的に長寿命化を進め、経費の縮減と平準化を図り、現状の投資額（一般財源）を維持します。
基本原則2	長寿命化の推進	予防保全の考え方による施設の点検を行い、計画的な維持管理・修繕によりライフサイクルコストを縮減し、長寿命化を推進します。
基本原則3	新たなニーズへの効率的な対応	中長期的な視点でコスト縮減を図りつつ、安全、環境、防災、ユニバーサルデザインなどの新たなニーズへ効率的に対応します。

2 マネジメントの基本方針

(1) 点検・維持管理・修繕・更新及び安全確保の実施方針

損傷が著しくなってから大規模な補修を行う「事後保全型」から、日常的・定期的な点検を行い、その結果に基づいて計画的に維持管理・修繕・更新を行う「予防保全型」の考え方を重視します。

点検等により危険性が認められた施設については改修を実施し、既に供用が廃止されている施設については、解体・撤去などの対策を講じることにより、安全性を確保します。

(2) 長寿命化・耐震化の実施方針

今後も維持していく施設は、費用面や利用状況を考慮しつつ大規模改修を実施し、長期的な視点で更新コストの縮減を図るため、長寿命化を推進します。また、大規模修繕時に合わせ、必要な施設の耐震化を実施します。

(3) 統合・廃止の推進方針

公共建築物は、施設の基本情報をもとに客観的・総合的に評価し、その結果を踏まえ、施設の優先順位や必要性を見直し、統廃合を進めます。

3 マネジメントの実行

(1) 施設評価に基づく個別施設計画（仮称）策定

今後の取り組みの方向性を明確にするため、施設評価を実施し、評価結果に基づき個別施設計画（仮称）を策定します。

①現状把握〔施設所管課〕

各施設所管課が管理運営している個々の施設について、必要な情報を集約したデータベースを構築します。

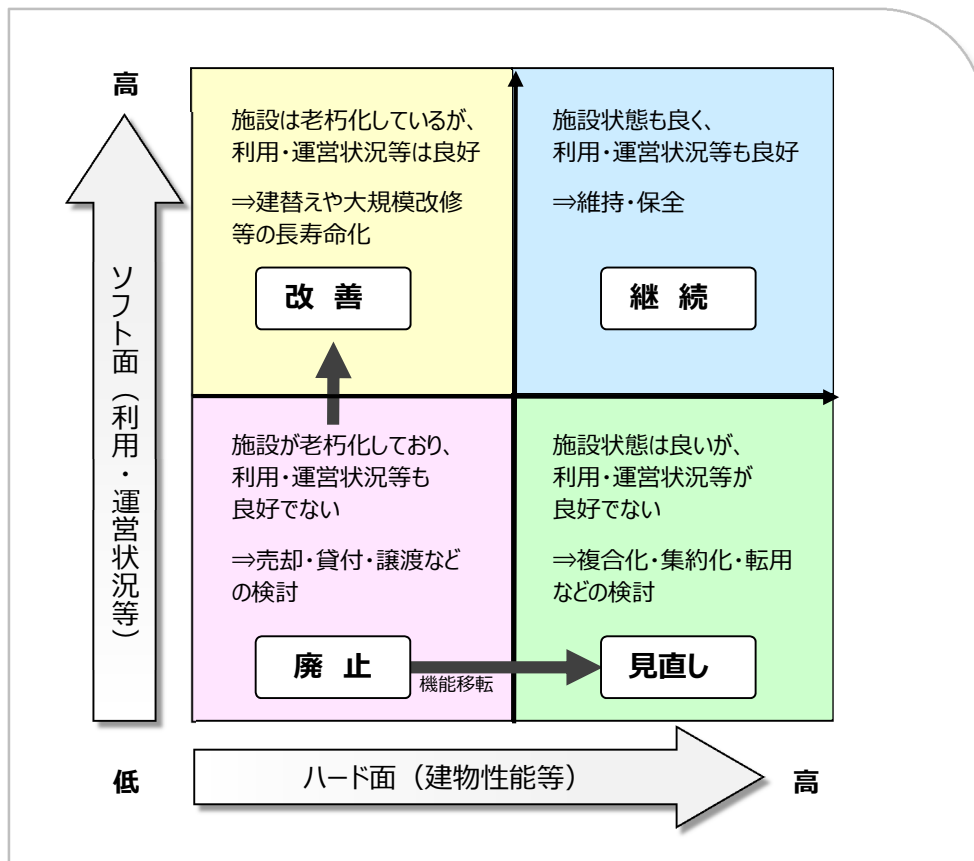
■情報項目例

施設（ハード）面	用途（ソフト）面	
建物性能	利用状況	管理運営コスト
建築面積 築年次・築年数 劣化状況 危険箇所の有無 バリアフリー対応度	設置目的 事業内容 開館日数 利用対象者 延べ利用者数	職員数 使用料等収入 人件費 その他の費用

②施設評価の実施〔施設所管課・管財課・関係課〕

ア) 1次評価

現状把握した施設情報を一定の視点で評価し、建物性能などの施設（ハード）面と、適切に行政サービスを提供できているか、適正な収益と費用で管理運営が行われているかなどの用途（ソフト）面を検証し、継続、改善、見直し、廃止など今後の方向性を検討します。今後も継続して保有すると評価された施設については、長寿命化の検討に移行します。



イ) 総合評価（2次評価）

1次評価で「廃止」「見直し」が必要であると評価された施設を中心に、配置状況（地域性）、設置の経緯、重要性（防災上の位置づけ、社会的影響の大きさなど）を踏まえ、さらに詳細な情報を確認したうえで取り組みの方向性を定めます。

また、総合評価を行う際には、市民への情報提供に努め、意見が反映される仕組みを検討します。

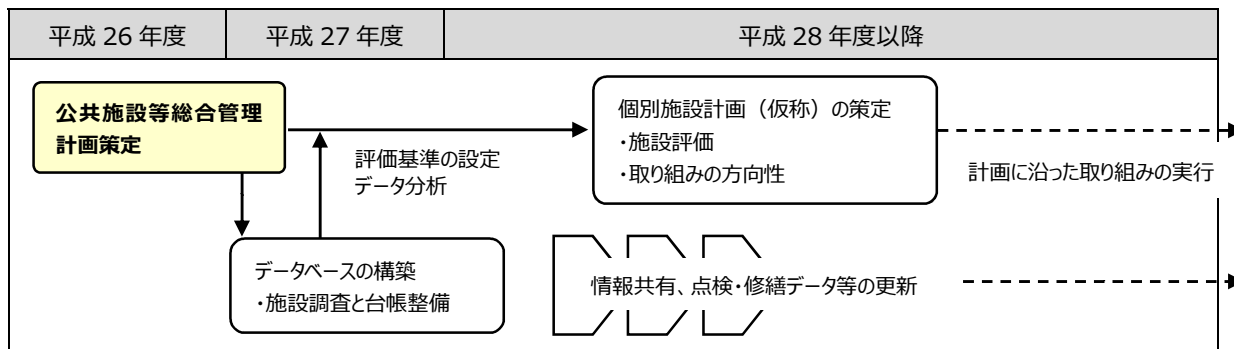
■評価結果に基づく取り組みの方向性

評価結果	取り組みの方向性	
	用途（ソフト）面	施設（ハード）面
継 続	<ul style="list-style-type: none"> さらなる改善を目指し、効果的かつ効率的な運用を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 予防保全の考え方にに基づき計画的な維持修繕を実施する。
改 善 見 直 し	<ul style="list-style-type: none"> 利用者増加など、利用状況の改善に向けた改革等を検討する。 市民ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 予防保全の考え方にに基づき計画的な維持修繕を実施する。 更新時において、規模縮小を検討する。 複合化・集約化・転用など、施設の有効活用を検討する。
廃 止	<ul style="list-style-type: none"> 用途を廃止する代わりに、類似施設への移転（サービス転化）等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 空いた施設の利活用（他用途への変更、民間への貸付等）を検討する。 施設廃止後は、建物を原則解体する。 施設廃止に伴う跡地は、原則売却する。

③個別施設計画（仮称）の策定〔施設所管課・管財課〕

施設評価結果に基づき、中長期的な個別施設計画（仮称）を策定し、計画に沿った取り組みを実行します。

■実行スケジュール



4 フォローアップの実施方針

全庁的な取り組み体制の構築

現状では、公共施設等の管理は各施設所管部署において行っていますが、公共施設等マネジメントの推進にあたっては、管財課が総合調整を行い、各施設所管部署が連携して推進体制づくりに努めます。

職員の意識改革

職員一人ひとりが公共施設等マネジメントの意義を十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、維持管理へと方向転換を図るために、必要に応じて公共施設等マネジメントに関する情報提供を行うなど、職員の意識向上に努めます。

情報管理・共有のあり方

公共施設等に関する情報をデータベース化（公共施設データベース）し、さらに、所管部署において点検・修繕などの情報をデータベース化（点検・修繕データベース）し、全庁で情報共有できる仕組みを構築します。